

平成18年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

薬物乱用・依存等の実態把握と
乱用・依存者に対する対応策に関する研究
(H17－医薬－一般-043)

研究報告書

平成19年(2007年)3月

主任研究者：和田 清

目 次

I. 総括研究報告書	和田 清（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	1
II. 分担研究報告書		
II-1. 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究		
1-1: 薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査(2006 年)	和田 清（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	17
1-2: 全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査	尾崎 茂（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	93
1-3: 全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究	庄司正実（目白大学 人間社会学部）	141
II-2. 乱用・依存者に対する対応策に関する研究		
2-1: 薬物関連精神障害者専門病院利用者の予後についての研究	小林桜児（神奈川県立精神医療センター セリがや病院）	173
2-2: 民間治療施設利用者の予後についての研究(1)	近藤千春（藤田保健衛生大学 衛生学部衛生看護学科）	185
2-3: 民間治療施設利用者の予後についての研究(2)	近藤あゆみ（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	199
2-4: わが国における「治療共同体」導入の可能性に関する研究	宮永 耕（東海大学 健康科学部社会福祉学科）	219
2-5: 薬物関連精神障害の臨床における司法的問題に関する研究	松本俊彦（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	241
2-6: 薬物依存者に対するその家族の対応法に関する研究	近藤あゆみ（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	275
III: 海外渡航報告書		
1. 和田 清、尾崎 茂、松本俊彦、小林桜児、近藤あゆみ：ロスアンジェルス（アメリカ）		345
2. 和田 清：ロンドン、オックスフォード、ブライトン（イギリス）		346
3. 宮永 耕：ニューヨーク（アメリカ）、 ロンドン、ウィンザー、オックスフォード（イギリス）		347
IV: 研究成果の刊行に関する一覧表		348

総括研究報告書

薬物乱用・依存等の実態把握と乱用・依存者に対する対応策に関する研究
(H17-医薬-一般-043)

主任研究者 和田 清 国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部長

研究要旨 薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料として資するために、薬物乱用・依存の実態を把握し、同時に、薬物乱用・依存者に対する対応策について検討した。

【研究 1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究】性質の異なる対象に対して、実態調査を実施した。研究1-1：全国中学生調査 ①有機溶剤乱用生涯経験率は、男子では1.0%、女子では0.7%、全体では0.9%であった。②有機溶剤乱用の目撃率は3.9%と低下しており、「身近に経験者がいる」と答えた者の率も2.3%と低下していた。有機溶剤乱用に「誘われた」ことのある者の率は、2000年をピークに年々減少していた。③以上により、有機溶剤乱用の勢いは確実に弱くなってきていると考えられる。④有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。⑤有機溶剤乱用経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が伺われた。⑥大麻の生涯経験率は、男子で0.5%、女子で0.4%、全体で0.4%であり、覚せい剤の生涯経験率は、男子で0.5%、女子で0.3%、全体で0.4%であった。トレンド的には大麻も覚せい剤も生涯経験率は2000年以降横ばい状態と見るべきであろう。⑦また、有機溶剤乱用経験者群の約29%の者に大麻乱用の経験があり、約28%の者に覚せい剤乱用の経験があった。⑧同時に、喫煙経験／大人が同伴しない飲酒と有機溶剤乱用経験との間には強い繋がりが認められた。⑨このことは、わが国の中学生では、喫煙／大人が同伴しない飲酒→有機溶剤乱用→大麻・覚せい剤乱用という流れがあることを強く示唆する結果であった。

研究1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査 ①主たる使用薬物別では、『覚せい剤症例』が49.0%と最も多く、『有機溶剤症例』15.1%と合わせると全体の2/3近くを占めた。②『覚せい剤症例』の病態としては、精神病性障害が中心で、従来の調査と同様に長期にわたる遷延性の状態像がうかがわれた。有機溶剤乱用は下火になりつつあるが、「使用歴を有する薬物」としては48%、「初回使用薬物」としても44%と高い水準を維持しており、薬物乱用への入門薬としての役割は依然として軽視できないと考えられた。③『睡眠薬症例』、『抗不安薬症例』、『鎮痛薬症例』では平均年齢、使用開始年齢など高く、複数の薬物を併用する傾向がみられ、『睡眠薬症例』、『抗不安薬症例』の80%以上が臨床用量依存に該当すると報告された。④大麻は乱用拡大が懸念されており、『大麻症例』は全体の2.4%と前回調査よりは若干減少したものの、「大麻使用歴を有する症例」は全体の27.7%と高水準を保っており、症状の遷延例も少なからず存在することがうかがわれた。⑤『リタリン症例』は2.8%報告され、「使用歴を有する症例」としては5.6%と増加傾向がみられた。⑥その他、新規の麻薬指定物質、改正薬事法における新規指定薬物、知事指定薬物など多様な物質が報告され、臨床現場においても、これらの薬理作用や関連法規等についての知識や情報の迅速かつ適切な共有が必要であると思われた。研究1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究 ①有機溶剤乱用者は男性で9.8%、女性で31.1%、大麻乱用者は男性で2.7%、女性で14.0%、覚せい剤乱用者は男性で0.7%、女性で10.9%、ブタン乱用者は男性で10.8%、女性で15.0%であった。②その他、抗不安薬(安定剤)乱用は男性で3.3%、女性で14.0%、ブロン(咳止め液)乱用は男性で2.5%、女性で10.6%であった。③従来の結果と同様にすべての薬物にて女性は男性より乱用頻度が高かった。④女性における大麻乱用経験率の横ばい傾向をのぞ

けば、それ以外の薬物の経験率は減少傾向を示していた。⑤入所非行児の非行歴を検討した結果、非行程度がやや軽度化している傾向が疑われ対象集団そのものがやや変化している可能性が示唆された。

【研究2 乱用・依存者に対する対応策に関する研究】研究2-1：薬物関連精神障害者専門病院利用者の予後についての研究 ①調査対象者総数 100 名中、最近 3 ヶ月以内の薬物使用歴に関して情報の得られた者は計 61 名（予後判明率 61%）であった。②このうち、最近 3 ヶ月以内に薬物乱用歴が無いと返答した断薬群は 44 名で、72%に達した。③他方、再乱用有りと返答した者は 9 名（15%）、勾留・服役中の者が 5 名（8%）、死亡が確認された者は 3 名（5%）であった。④入院時の自記式調査で希死念慮有りと返答していた群の方が、無い群よりも有意に断薬率が高かった（ $p<0.05$ ）。⑤断薬と生活の規則正しさとの間には有意な関連性が認められた（ $p<0.05$ ）。**研究2-2：民間治療施設利用者の予後についての研究(1)** ①5 箇所のダルクの入寮者 28 名に対して追跡調査を行った。②9 名はダルクの利用期間が 1 ヶ月未満であった。③長期ダルク滞在者 5 名は、就労もしくは、就労のための準備に取り組んだ。④対象者 5 名のうち 3 名が、ダルクの職員となるための研修を開始したが、ダルクへの就労の理由には、対象の前歴や年齢などから、一般企業への就職が困難であることなども関連すると思われた。⑤一般企業に就職した者のダルク利用期間は 20 ヶ月であった。滞在期間が長い理由として、ダルク滞在中の退寮前半期間は、工場でアルバイトを行い就労訓練に取り組んでいたことによる。ダルク入寮中の、就労に向けた準備は、本人だけでなく、他の入寮者の励みにもなり、利用者相互にとって意義があると考えられる。⑥様々な生活背景を持つダルク利用者の予後の評価にあたっては対象の就労における難易度を考慮すべきであると考え、その指標とするものとして、「就労難易度」を算出した。**研究2-3：民間治療施設利用者の予後についての研究(2)** ①沖縄 GAIA に入所した延べ 33 名（実人数 32 名）の予後を調査とした。②沖縄 GAIA 利用者の特徴としては、最終学歴が高いこと、親の援助により入寮している者の割合が高いこと、初使用薬物が大麻である者の割合が高いこと、使用開始年齢が比較的遅いこと、主な使用薬物が有機溶剤である者の割合が低いことなどが見出された。③入寮者の入寮 0-3 ヶ月時の生活状況をみると、3/4 が施設内の生活を「有意義に過ごしている」と回答しており、9 割以上が自助グループにも週数回以上参加していた。また、多くの者は「毎朝決まった時間に起きる」など、規則正しい生活を送れていた。④気分・感情の状態を評価する POMS の得点も、入寮時は高かったが、入寮 3 ヶ月時点には概ね改善していた。気分・感情の状態はその後 6 ヶ月時点で再度悪化する傾向がみられたが、その原因のひとつとして、この時期からアルバイトを通して再び社会生活に参入していくので、期待する職業や地位と現在の自己とのギャップ、慣れない仕事でのストレスを感じやすい時期であることなどが考えられる。⑤退寮者の多くは一人暮らしをしながら常勤の仕事に就いていたが、自分の生活を自分で賄えるようになるまでには退寮後約 1 年を要することが示唆された。心理状態は、退寮後一時期悪化するものの、1 年後には改善が認められた。⑥再使用率については、退寮 0-3 ヶ月（10-15%）、退寮 3-6 ヶ月（15-20%）、退寮 6-12 ヶ月（30-35%）であり、概ね良好であった。**研究2-4：わが国における「治療共同体」導入の可能性に関する研究** ①世界で実施されている TC 治療の現状と課題を総括的に理解するため WFTC（治療共同体世界連盟）の第 23 回世界会議に出席した。②これまでわが国に紹介される機会の少なかった「民主的モデル」と分類される英国の TC 実践についても調査を実施し、資料収集を行った。③また、実践領域に関わる実務者や研究者との間で TC に関する諸情報を共有し、各領域からの問題提起と具体的方策に関する提案を集約していくための場となる「TC 研究会」を定期的を開催して課題を整理した他、より広く一般向けに TC 治療に関する公開セミナー、ワークショップ等も企画・開催し、今後の議論のための土台作りを行った。TC 研究会での討議を通して共有された課題として、以下のことが挙げられた。1. TC コンセプトに基づいた実際の治療施設・サービス機関の不在と薬物関連問題の実態から見たニーズの整理、2. なぜ、わが国にも TC が必要か？（敢えて DARC ではなく、TC であることの意味は何か）、3. TC を導入していく場合の基本原則（文化的・制度的・社会的）の明確化と共有、4. 日本において求められる TC の Mission（使命）の明文化と Administration（施設運

営) 領域に関わる課題の整理である。既に世界各地で実施されている TC の直訳的導入を急ぐのではなく、わが国の歴史・社会的、制度的あるいは薬物乱用・依存に関わる諸環境や条件、さらには文化的側面までも視野に入れ、既存の資源との連携を前提とした具体的方策について明らかにしていく必要が確認された。

研究 2-5：薬物関連精神障害の臨床における司法的問題に関する研究 ①薬物関連精神障害の臨床では、様々な局面において司法的問題との関わりを避けることができない。②そこで、本研究では、専門家会議、全国精神科医療機関調査、および法学者への意見聴取を通じて、薬物関連精神障害の治療過程における司法的問題を明らかにし、その対応指針を作成した。③また、薬物関連精神障害の臨床では様々な場面で関わりを持つ警察官の職務に関してその根拠となる法令を整理し、医療従事者として警察官との適切な連携に寄与できる資料を作成した。

研究 2-6：薬物依存者に対するその家族の対応法に関する研究 ①ダルク家族会の参加者 190 名に対し、アンケート調査およびインタビュー調査を実施した。②家族が依存症の 2 次的症状である様々な問題行動に長期間悩まされているにも関わらず、その解決のために家族を支える資源に巡り合えず時間が経過していること、家族はなんとか問題を解決しようと様々な試行錯誤を繰り返しているが、一家族のみで本人への対応を徹底し続けることは困難であること、薬物使用をコントロールする努力と問題行動の後始末を続ける家族と本人との関係は悪化する一方であり、家族には回復を支援する機能が低下しているにも関わらず、支援が得られず孤軍奮闘せざるを得ない状況であることなどが示された。③また、家族が薬物問題を知ってから 10 年以上経過した後も、本人が施設や刑務所に入所している率は高く、状態の安定には長期間を要することが示された。④当事者活動の有効性については、多くの仲間との出会いにより得られる理解・共感、依存症に関する知識や回復に役立つ情報の収集などを有効であると感じている者の割合が高く、これらの要素が家族支援において重要であること、薬物依存症者の回復には時間がかかること、本人への対応の理解、家族の心身の状態の改善、などについては一定の期間を要することなどが明らかになり、本人に対する対応の徹底や家族の心身の状態改善のためには継続的な支援が求められることが示唆された。④また、昨年度からの調査結果を踏まえ、薬物依存症者をもつ家族を対象とした家族読本を作成した。

以上により、我が国の薬物乱用状況は、覚せい剤・有機溶剤に象徴される「害の強い薬物の乱用」はそれなりに落ち着いてきているが、大麻の乱用拡大、違法ドラッグ問題の浮上等、相対的に「害の弱い薬物の乱用」が目立つ状況になっていると考えられる。「害の強い薬物の乱用」がそれなりに落ち着いてきている時期こそ、「治療共同体」の導入、民間回復施設への支援、家族会への支援等、我が国では著しく遅れている乱用・依存者に対する対応策を早急に準備してゆく必要がある。

分担研究者

和田 清 国立精神・神経センター
精神保健研究所薬物依存研究部長

尾崎 茂 国立精神・神経センター
精神保健研究所薬物依存研究部
室長

庄司正実 目白大学
人間社会学部 教授

小林桜児 神奈川県立精神慰労センター
せりがや病院 医師

近藤千春 藤田保健衛生大学
衛生学部衛生看護学科 助教授

近藤あゆみ 国立精神・神経センター
精神保健研究所薬物依存研究部

流動研究員

宮永 耕 東海大学
健康科学部社会福祉学科 助教授

松本俊彦 国立精神・神経センター
精神保健研究所司法精神医学研究部
室長

A. 研究目的

現在わが国は第三次覚せい剤乱用期にあり、「薬物乱用防止 5 か年戦略」(1998 年)の実施にもかかわらず、未だに十分な成果が上がっているとは言えず、「薬物乱用防止新 5 か年戦略」(2003 年)が策定される事態となっている。

対応策の立案・評価には現状の客観的把握が不可欠であるが、検挙者数は薬物乱用者の「氷山の一角」であり、その裾野の把握が重要である。しかし、薬物乱用は、違法行為であることが多く、その実態把握調査は「違法行為の掘り起こし」的性質を帯びており、困難を極める。そこで、本研究では、調査対象を複数設けて多角的に調査し、それらを総合することによって、わが国の薬物乱用・依存状況の把握を試みた。対象は次の通りである。①薬物乱用開始の最頻年齢である全国の中学生（層別一段集落抽出法）、②薬物依存・精神病に陥った薬物関連精神障害（2ヶ月間の全数調査）、③ハイリスクグループである全国の児童自立支援施設入所者（全数調査）である。

これらにより、「薬物乱用防止新5か年戦略」の評価が可能になると同時に、今後の戦略策定の際の基礎資料として資することができる。また、成果を国連、WHO 等国際社会に発信することによって、国際社会への一貢献ともなる。

また、覚せい剤事犯検挙者での再犯率は54.9%(2005年)と高く、薬物依存症治療のシステム整備が急務である。欧米では、「治療共同体」（社会参加のための生活訓練施設）が薬物依存症治療の主演となっているが、同種の施設は、わが国にはなく、医療施設と民間治療施設があるのみである。そこで、本研究では、現存の医療施設と民間治療施設での治療予後の把握を試み、現状の薬物依存症治療の評価のための基礎資料の提供を図った。また、わが国に「治療共同体」を導入するとなると、どのような改変等が必要になるのかといった観点から、「治療共同体」に関する検討を図った。これらにより、著しく立ち後れているわが国の薬物依存症治療システムの整備に向けた貢献が可能となる。

さらに、薬物関連精神障害の臨床では、様々な局面において取締機関・司法機関との関わりを避けることができない。しかし、医療従事者側には法的対応に関する知識がほとんどなく、臨床現場での混乱を招いているのが現状である。本研究では、対応法の円滑化を図るために、法的対応法に関するマニュアルを作成した。

また、「薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する」（新5か年戦略）ために、全国薬物依存症者家族連合会の場をフィールドにした家族の実態調査を実施することによって、薬物依存者に

対する家族の対応法を開発し、家族に対する具体的支援策の提示（『家族読本』）を図った。

B. 各分担研究の目的、方法、及び結果

■研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

研究 1-1：薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査

分担研究者 和田 清
国立精神・神経センター
精神保健研究所 薬物依存研究部長

わが国の中学生における薬物乱用の広がり把握し、特に有機溶剤乱用に関する危険因子を特定することによって、中学生に対する薬物乱用防止対策の基礎資料に供するために、飲酒、喫煙、有機溶剤・大麻・覚せい剤乱用に対する意識・実態調査を実施した。調査期間は、2006年10月中（一部11～12月中）であり、層別一段集落抽出法により選ばれた全国208校の全生徒を対象に、自記式調査を実施した。その結果、138校（対象校の66.3%）より、56,533人（対象校208校の全生徒想定数の57.0%）の回答を得た。有効回答数は56,421人（対象校208校の全生徒想定数の56.9%）であった。

ただし、回答が得られなかった県が2県あり、都道府県毎の回答率には、未だにばらつきがあることをふまえた上で、本調査の結果を利用する必要がある。

このような限界はあるが、以下のような結論を得た。

① これまでに有機溶剤乱用を経験したことがあると回答した男子は1.0%（1年生1.0%、2年生1.0%、3年生1.1%）、女子では0.7%（1年生0.6%、2年生0.7%、3年生0.8%）、全体では0.9%（1年生0.8%、2年生0.8%、3年生1.0%）であった。

この結果は、男女合わせた全体では、1996年に開始した一連の本調査では最低の値である。また、2004年調査まで上昇傾向にあった女子での生涯経験率は初めて減少し、1996年調査のレベルに回復した。

② 有機溶剤乱用の目撃率に関しては男性、女性、全体の全てにおいて、1996年以降、着実に低下し

ており（全体で11.8%から3.9%）、「身近に経験者がいる」と答えた者の率も、1998年のピークから着実に減少していた（全体で5.4%から2.3%）。

また、有機溶剤乱用に「誘われた」ことのある者の率も、2000年調査をピークに調査年次毎に漸減していた。

③ 以上を総合すると、有機溶剤乱用の勢いは、確実に弱くなってきていると考えられる。

④ 有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。

⑤ その背景には、家庭生活のあり方が大きく影響していると考えられる。経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が再確認された。

⑥ 結局、有機溶剤経験者群は、相対的に見れば、家庭にも、学校にもなじめず、友人関係も希薄な中学生たちが多く、「居場所のない子供たち」と推測することができよう。

⑦ また、中学生における喫煙と大人が同伴しない飲酒は、有機溶剤乱用と強い繋がりを持っており、これらは、有機溶剤乱用への「ゲイトウェイ」となっている可能性が再確認された。

⑧ 薬物乱用による健康への害知識に関しては、個々の知識の周知率自体は調査年次毎に上昇しており、薬物乱用防止教育の成果と受け止めることが出来る。

また、これまでの一連の本調査では、往々にして、害知識は有機溶剤乱用経験者群の方が高いという傾向が認められていた。しかし、2004年調査から、有機溶剤の乱用による害としての急性中毒死、多発神経炎、精神病に関しては、非経験者群の方で「知っている」を選んだ者が男女ともに多いという結果が初めて出るようになったが、これは、「害を知らない者が乱用しやすい」という仮説があるとすれば、「望むべき姿」である。しかしながら、今回の2006年調査では、再び「望ましくない姿」に逆戻りしてしまった知識もあり、なおいっそうの薬物乱用防止教育の徹底が要求される結果であった。

⑨ 大麻、覚せい剤の生涯経験者数は無回答者数よりも少なく、その意味では参考データの意味合いが否定できないが、以下の結果を得た。

大麻の生涯経験率は、男子で0.5%（1年生0.4%、2年生0.5%、3年生0.6%）、女子で0.4%（1年生0.3%、2年生0.3%、3年生0.5%）、全体で0.4%（1年生0.3%、2年生0.4%、3年生0.5%）であり、覚せい剤の生涯経験率は、男子で0.5%（1年生0.4%、2年生0.6%、3年生0.6%）、女子で0.3%（1年生0.2%、2年生0.2%、3年生0.5%）、全体で0.4%（1年生0.3%、2年生0.4%、3年生0.5%）であった。

大麻に関しては、男女を問わない全体では、1998年に記録した最高値（0.7%）よりは低く、停滞状態であった2002年、2004年調査の結果（0.5%）より低下し、1996年以降最低であった2000年の0.4%に回復していた。

覚せい剤に関しては、1998年、2004年に記録した最高値（0.5%）よりは低く、1996年、2000年、2002年と同じ0.4%であった。

ただし、トレンド的には大麻も覚せい剤も生涯経験率は2000年以降横ばい状態と見るべきであろう。

⑩ 大麻及び覚せい剤乱用による医学的害知識の周知度は、増加傾向にあり歓迎されるが、そもそもの周知度自体が未だに高いとは言えず、薬物乱用防止教育の一層の推進が望まれる結果であった。

⑪ 違法性薬物の入手可能性については、有機溶剤は日常生活上の必需品であり、その入手可能性は大麻や覚せい剤よりは高かった。しかし、2004年調査では、その入手可能性はこれまでに激減し、今回の2006年調査ではさらに減少していた。また、大麻、覚せい剤の入手可能性は1998年以降、今回の2006年調査ではさらに減少していた。

これらは、この間の取り締まりの強化による成果の可能性が高い。

ただし、有機溶剤乱用非経験者群では「絶対不可能」を選択した者が、大麻でも覚せい剤でも男女ともに約70%であるのに対して、有機溶剤乱用経験者群では、大麻に関しては男子で約41%、女子で約44%の者が、また、覚せい剤に関しては男子で約41%、女子で49%の者が入手可能を選択していた。

わが国の中学生にとって、有機溶剤を一回での乱用と言うことは、大麻、覚せい剤の入手が身近なものになる状況に入り込むことになるという特徴を強く示唆する結果であった。さらに、覚せい剤の入手可能性は有機溶剤乱用経験者女子で最も高いという結果であり、女子に対する対策が望まれるところである。

⑫ 薬物の乱用経験率には、法の遵守性が大きく影響すると考えられる。喫煙については全体の7.78%の者が「少々ならかまわない」を選んでいるのに対して、「シンナー遊び」に関してそれを選んだ者は1.5%に過ぎず、大麻では0.9%であったことは、同じ依存性薬物と言えども、有機溶剤及び大麻乱用への心理的垣根は喫煙よりはるかに高いことを物語っている。

⑬ また、有機溶剤乱用経験者群の約29%の者に大麻乱用の経験があり、約28%の者に覚せい剤乱用の経験があり、有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。同時に、喫煙経験と有機溶剤乱用経験との間にも結びつきが認められた。このことは、わが国の中学生では、喫煙→有機溶剤乱用→大麻・覚せい剤乱用という流れがあることを強く示唆する結果であった。

研究 1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

分担研究者 尾崎 茂
国立精神・神経センター
精神保健研究所薬物依存研究部室長

全国の精神科病床を有する医療施設 1,653 施設を対象に、薬物関連精神疾患の実態調査を郵送法にて施行し、937 施設 (56.7%) から 535 症例の報告を得た。

主たる使用薬物別では、『覚せい剤症例』が 262 例 (49.0%) と最も多く、『有機溶剤症例』81 例 (15.1%) と合わせると全体の 2/3 近くを占めた。

『覚せい剤症例』の病態としては、精神病性障害が中心で、従来の調査と同様に長期にわたる遷延性の状態像がうかがわれた。有機溶剤乱用は下火になりつつあるが、「使用歴を有する薬物」としては 48%、「初回使用薬物」としても 44% と高い水準を維持しており、薬物乱用への入門薬としての役割は依然として軽視できないと考えられた。

『睡眠薬症例』、『抗不安薬症例』、『鎮痛薬症例』では平均年齢、使用開始年齢など高く、複数の薬物を併用する傾向がみられ、『睡眠薬症例』、『抗不安薬症例』の 80%以上が臨床用量依存に該当すると報告された。

大麻は乱用拡大が懸念されており、『大麻症例』

は全体の 2.4%と前回調査よりは若干減少したもの、大麻使用歴を有する症例は全体の 27.7%と高水準を保っており、症状の遷延例も少なからず存在することがうかがわれた。

『リタリン症例』は 15 例 (2.8%) 報告され、「使用歴を有する症例」としては 30 例と増加傾向がみられた。約半数に気分障害の併存がみられ、自傷・自殺企図、成育史上の問題を有する割合も比較的高く、これらが相互に関連している可能性が示唆された。

パーソナリティ障害としては、『覚せい剤症例』で反社会性パーソナリティ障害、『多剤症例 (医薬品)』『抗不安薬症例』で境界性パーソナリティ障害の併存率が比較的高かったが、薬物使用後に障害が顕在化した例が少なくないことから、薬物関連精神障害患者におけるパーソナリティの評価は、薬物使用の影響を考慮に入れて慎重に行われるべきと考えられた。

その他、新規の麻薬指定物質、改正薬事法における新規指定薬物、知事指定薬物など多様な物質が報告され、臨床現場においても、これらの薬理作用や関連法規等についての知識や情報の迅速かつ適切な共有が必要であると思われた。

研究 1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究

分担研究者 庄司正実 目白大学
人間社会学部 助教授

薬物乱用のハイリスク群である非行児の薬物への意識および実態を把握するために、全国の児童自立支援施設に入所中の児童に質問紙調査を実施した。有効調査人数は、986 人 (男性 693 人、女性 293 人) であった。

調査により以下のような結果が得られた。

- 1) 有機溶剤乱用者数は男性 68 人 (9.8%) 女性 91 人 (31.1%)、大麻乱用者数は男性 19 人 (2.7%) 女性 41 人 (14.0%)、覚せい剤乱用者数は男性 5 人 (0.7%) 女性 32 人 (10.9%)、ブタン乱用者数男性 75 人 (10.8%) 女性 44 人 (15.0%) であった。
- 2) その他、抗不安薬 (安定剤) 乱用が男性 23 人 (3.3%) 女性 41 人 (14.0%)、ブロン (咳止め液) 乱用が男性 17 人 (2.5%) 女性 31 人 (10.6%) に認められた。従来の結果と同様にすべての薬物にて女性

は男性より乱用頻度が高かった。

3) 1994 年度からの薬物乱用頻度の変化は以下のとおりである。

有機溶剤乱用はこれまで男女とも減少傾向であったが、今回も乱用者は減少した。特に男性においてこの傾向が著しく、1994 年 41.2%から 2006 年 9.8%に減少した。女性でも 1994 年 59.6%から 2006 年 31.1%まで漸減している。覚せい剤乱用は男女とも 2000 年ころまで増加傾向にあったが、2002 年以降減少傾向を示している。大麻乱用頻度について男性は 5%から 6%前後であったが今年度は 2.7%に減少した。女性では 1994 年 (22.0%) および 1996 年 (19.0%) はやや高かったが 1998 年から 14%から 15%代であり変化はない。今年度も 14.0%であった。

4) 有機溶剤乱用に対する態度の年代変化を検討したところ、1998 年と比較して大きな変化は見られなかった。このことより近年の有機溶剤乱用頻度の減少と児童の薬物乱用への態度はあまり関係がないと考えられた。

5) 一方、入所非行児の非行歴を検討した結果、非行程度がやや軽度化している傾向が疑われ対象集団そのものがやや変化している可能性が示唆された。

児童自立支援施設入所児童は薬物乱用のハイリスクグループである。今回の調査により児童の乱用薬物が従来の有機溶剤という特定の薬物から多様化していることがうかがわれた。今後とも継続的に実態を把握していくことが必要である。

■研究 2 乱用・依存者に対する対応策に関する研究

研究 2-1：薬物関連精神障害者専門病院利用者の予後についての研究

分担研究者 小林桜児
神奈川県立精神医療センター
せりがや病院 医師

任意入院・開放病棟を基本とする薬物依存専門病院において、入院による断薬リハビリプログラムに参加した利用者の退院後予後調査を実施した。調査対象は平成 14 年 7 月から 16 年 12 月までの期間、神奈川県立精神医療センターせりがや病

院を退院した者、計 100 名である。

先行調査として入院時に、物質乱用歴や過去の問題行動、被虐待歴、さらに抑うつ症状や解離、食行動異常、ADHD などに関する評価尺度などの項目を含む自記式調査票を同意者に配布し、回答を得た。さらに、退院後 2 年目または 3 年目に当たる対象者に対して、平成 17 年 12 月から 18 年 9 月までの期間、薬物使用歴の他、生活状況、自助グループ利用状況などの項目を含む自記式予後調査用紙を郵送し、返送による回答を得た。返送の得られなかった対象者については、追跡調査として事前に同意を得た上で電話による聞き取り調査を行った。その結果、調査対象者総数 100 名中、最近 3 ヶ月以内の薬物使用歴に関して情報の得られた者は計 61 名（予後判明率 61%）であった。

退院後 2 年または 3 年予後の判明した 61 名中、最近 3 ヶ月以内に薬物乱用歴が無いと返答した断薬群は 44 名で、72%に達した。他方、再乱用有りと返答した者は 9 名 (15%)、勾留・服役中の者が 5 名 (8%)、死亡が確認された者は 3 名 (5%) であった。

さらに予後判明者を断薬群と非断薬群（再乱用、勾留・服役、死亡）に二分し、先行調査項目や他の予後調査項目との関連について統計学的検討を加えた。その結果、入院時の自記式調査で希死念慮有りと返答していた群の方が、無い群よりも有意に断薬率が高かった ($p < 0.05$)。その他の先行調査項目については有意差を認めなかった。一方、薬物乱用歴以外の予後調査項目と断薬予後の関連については、断薬群と生活の規則正しさとの間には有意な関連性が認められた ($p < 0.05$)。しかしそれ以外の予後調査項目とは有意差が認められなかった。

今回の調査結果から、薬物依存症者の退院 2～3 年後断薬率は約 7 割に達し、入院治療後の予後が比較的良いこと、入院時の希死念慮の存在が、退院後の回復に向けた原動力となりうること、そして退院後の規則正しい生活が断薬と直接関連していることなどが示唆された。

研究 2-2：民間治療施設利用者の予後についての研究 (1)

分担研究者 近藤千春 藤田保健衛生大学
衛生学部衛生看護学科

薬物依存症の回復に有効だとされる、薬物依存症者の当事者活動団体 DARC 利用者に対する縦断的な調査を行い、薬物依存症治療における、ダルク利用の有用性について明らかにすることを目的とした。対象は、5 箇所のダルクの 28 名が対象となった。

調査項目は、初回面接時に、①対象者の属性、(年齢、学歴、乱用開始年齢、乱用薬物、乱用期間、乱用に関連する集団等)、②社会生活に関する事項、③補導・逮捕歴、矯正施設への入所状況、④医療機関の利用状況 ⑤過去のダルクの利用状況について調査した。追跡調査項目としては、①断薬状況、②薬物依存度、WHO QOL26 他を調査した。

結果、28 名のダルク利用者を対象とした。28 名のうちダルク入寮中の生活について追跡できた対象は、7 名であった。28 名の入院経験、刑務所入所経験、ダルク入所経験等、これまでの生活背景を基にしたダルク利用に至る背景やその人数をまとめた。また、薬物乱用にかかわる背景とダルク利用に至る経緯については、図にまとめた。対象の生活背景に関する情報を基に、就労難易度を算出し、ダルク利用者の就労能力を予測するための指標とした。

これらから、ダルクの利用期間が 1 ヶ月未満の者は 9 名であり、この 9 名については、ダルク入寮にあたっての断薬に対する動機が極めて低かったと思われる。長期ダルク滞在者 5 名は、就労もしくは、就労のための準備に取り組んだ。一般企業に就職した者のダルク利用期間は 20 ヶ月であった。滞在期間が長い理由として、ダルク滞在中の退寮前半期間は、工場でアルバイトを行い就労訓練に取り組んでいたことによる。ダルク入寮中の、就労に向けた準備は、本人だけでなく、他の入寮者の励みにもなり、利用者相互にとって意義があると考えられる。対象者 5 名のうち 3 名が、ダルクの職員となるための研修を開始したが、ダルクへの就労の理由には、対象の前歴や年齢などから、一般企業への就職が困難であることなども関連すると思われる。

現在のダルク利用に至る背景、補導や逮捕歴と薬物乱用との関連等については、図表にまとめた。ダルク利用者の生活背景は、薬物乱用前の準拠集団やこれまでの就労状況など様々である。様々な生活背景を持つダルク利用者の予後の評価にあた

っては対象の就労における難易度を考慮すべきであると考え、その指標とするものとして、「就労難易度」を算出した。

この他、家族の介入が、利用者のダルク利用の継続に影響をもたらすものである点が示唆され、ダルク利用者と家族との関係において考慮すべき点があると思われた。

研究 2-3：民間治療施設利用者の予後についての研究(2)

分担研究者 近藤あゆみ

国立精神・神経センター

精神保健研究所 薬物依存研究部

流動研究員

民間の依存症リハビリテーション施設のひとつである沖縄 GAIA の効果評価を行うとともに、これまで十分明らかにされていないわが国における薬物依存症者の予後を明らかにすることを目的に調査研究を実施した。

平成 17 年 8 月 1 日の調査開始後、平成 19 年 2 月 28 日現在までの 19 ヶ月間の間に GAIA に滞在した延べ 33 名（実人数 32 名）のうち、調査に同意が得られた延べ 30 名（実人数 29 名）を調査対象とした。調査時点は、入寮時、入寮後 3・6・9 ヶ月、退寮後 6・12 ヶ月である。

入所時の情報収集は、インタビュー面接および自記式調査票により行われた。インタビュー面接での調査項目は、入所者の属性、生活歴、薬物使用歴、薬物乱用・依存を含む精神疾患の有無、気分・感情の評価および主観的幸福感の評価などである。入寮後 3・6・12 ヶ月の調査項目は、入寮中の生活、プログラムへの取り組み、薬物使用の有無、気分・感情の評価、主観的幸福感の評価など、退寮後 6・12 ヶ月の調査項目は、退寮後の生活、就業状況、薬物使用の有無、気分・感情の評価、主観的幸福感の評価などである。

沖縄 GAIA 利用者の特徴としては、最終学歴が高いこと、親の援助により入寮している者の割合が高いこと、初使用薬物が大麻である者の割合が高いこと、使用開始年齢が比較的遅いこと、主な使用薬物が有機溶剤である者の割合が低いことなどが見出された。

入寮者の入寮 0-3 ヶ月時の生活状況をみると、

3/4 が施設内の生活を「有意義に過ごせている」と回答しており、9 割以上が自助グループにも週数回以上参加していた。また、多くの者は「毎朝決まった時間に起きる」など、規則正しい生活を送っていた。気分・感情の状態を評価する POMS の得点も、入寮時は高かったが、入寮 3 ヶ月時点には概ね改善していた。気分・感情の状態はその後 6 ヶ月時点で再度悪化する傾向がみられたが、その原因のひとつとして、この時期からアルバイトを通して再び社会生活に参入していくので、期待する職業や地位と現在の自己とのギャップ、慣れない仕事でのストレスを感じやすい時期であることなどが考えられる。

以上、入寮生活は、プログラムへの取り組み、規則正しい生活リズムの形成、断薬生活の継続などに役立っていると考えられる。また、多くの者がアルバイトを開始する入寮 6 ヶ月時に気分・感情の状態が悪化することを考えると、ある程度就労状態が安定してから、施設の外に居住を移すことは、再使用防止の観点から妥当であると思われる。

退寮者の多くは一人暮らしをしながら常勤の仕事に就いていたが、自分の生活を自分で賄えるようになるまでには退寮後約 1 年を要することが示唆された。心理状態は、退寮後一時期悪化するものの、1 年後には改善が認められた。

再使用率については、退寮 0-3 ヶ月 (10-15%)、退寮 3-6 ヶ月 (15-20%)、退寮 6-12 ヶ月 (30-35%) であり、概ね良好であった。しかし、対象者 20 名のうち、平成 19 年 2 月 28 日現在、6 ヶ月を経過していない者が 6 名、12 ヶ月を経過していない者が 13 名存在することから、6 ヶ月以降の再使用率は今後も上昇する可能性があり、注視が必要である。また、現時点においてさえ、退寮後 6 ヶ月までの再使用者と、6-12 ヶ月の再使用者がほぼ同数存在していることから、退寮 6 ヶ月時点での断薬継続は、非常に不安定なものである可能性が高い。このことを考えると、退寮 6-12 ヶ月において、自助グループにまったく参加していない者が約 6 割存在すること、約 7 割が週数回以上の常用飲酒者であることなどは、再発を促す大きな要因となっていないかと懸念される。

今後継続して調査を行うことで、わが国の薬物依存症者の長期予後をより明確に示すとともに、例数を増やし、再使用に寄与する要因の探索を目

的とした分析を行うことで、より安全な回復のための支援方針を提供できると考えている。

研究 2-4：わが国における「治療共同体」導入の可能性に関する研究

分担研究者 宮永 耕 東海大学
健康科学部社会福祉学科 助教授

薬物依存者に対する処遇は、世界的に見ると「治療共同体＝（原語では、”Therapeutic Community”：TC）」を用いて行なわれているものが主流であるといわれる。しかし、わが国においては、そのような治療共同体を地域の中での治療的処遇システムに位置づけた実践は、その必要性の指摘や社会的要請の有無とは別に、いまだ実現していない。

本研究では、一昨年度までの 2 年間に実施した、主に世界各地で実際に運営されている治療共同体とその関連システムに関する実地調査の成果を基に、現在までの治療共同体概念の整理を行い、その特徴とメリットについて検討し、その上で、この治療共同体のわが国への導入について現状の処遇システムから出発して、その方策について検討することを目的とした。

上記の目的に沿って、世界で実施されている TC 治療の現状と課題を総括的に理解するため WFTC（治療共同体世界連盟）の第 23 回世界会議に出席した他、これまでわが国に紹介される機会の少なかった「民主的モデル」と分類される英国の TC 実践についても調査を実施し、資料収集を行った。

また今年度は、薬物乱用・依存問題を対象とした実践領域に関わる実務者や研究者との間で TC に関する諸情報を共有し、各領域からの問題提起と具体的方策に関する提案を集約していくための場となる「TC 研究会」を定期的に開催して課題を整理した他、より広く一般向けに TC 治療に関する公開セミナー、ワークショップ等も企画・開催し、今後の議論のための土台作りを行った。

TC 研究会での討議を通して共有された課題として、以下のことが挙げられた。

1. TC コンセプトに基づいた実際の治療施設・サービス機関の不在と薬物関連問題の実態から見たニーズの整理
2. なぜ、わが国にも TC が必要か？（敢えて DARC

ではなく、TC であることの意味は何か)

3. TC を導入していく場合の基本原則 (文化的・制度的・社会的) の明確化と共有

4. 日本において求められる TC の Mission (使命) の明文化と Administration (施設運営) 領域に関わる課題の整理

既に世界各地で実施されている TC の直訳的導入を急ぐのではなく、わが国の歴史・社会的、制度的あるいは薬物乱用・依存に関わる諸環境や条件、さらには文化的な側面までも視野に入れ、既存の資源との連携を前提とした具体的方策について明らかにしていく必要が確認された

研究 2-5 : 薬物関連精神障害の臨床における司法的問題に関する研究

分担研究者 松本俊彦
国立精神・神経センター
精神保健研究所司法精神医学研究部
室長

薬物関連精神障害の臨床では、様々な局面において司法的問題との関わりを避けることができない。医療機関受診以前の、警察官による保護、任意採尿、強制採尿はもとより、受診後には、麻薬及び向精神薬取締法にもとづく届出義務、入院治療中の規制薬物の持ち込みや自己使用、尿検査にて覚せい剤反応が陽性となった者の退院など、医療機関が対応策を考えるうえで、十分な法律の知識が求められる機会が多い。また薬物関連障害の治療では、他患者や医療スタッフに対する暴力行為などが問題となることが多いが、これに対する医療機関の対応を判断する際にも、法律に関する知識・理解が必要となる。しかしこうした法律に関する知識・理解は、医療従事者に広く知られているとはいいがたく、これが、一般精神科医療機関における薬物関連障害に対する抵抗感の一因となっているように思われる。

本研究では、専門家会議、全国精神科医療機関調査、および法学者への意見聴取を通じて、薬物関連精神障害の治療過程における司法的問題を明らかにし、その対応指針を作成した。また、薬物関連精神障害の臨床では様々な場面で関わりを持つ警察官の職務に関してその根拠となる法令を整理し、医療従事者として警察官との適切な連携に寄与できる資料を作成した。

研究 2-6 : 薬物依存者に対するその家族の対応法に関する研究

分担研究者 近藤あゆみ
国立精神・神経センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
流動研究員

薬物依存症者の回復を考える際には、家族や身近な周囲の人々が依存症を理解し、回復に向けた適切な関わりを学び実践することが、結果的に依存症者本人の回復に役立つといわれている。しかし、わが国の家族支援体制は極めて未整備の状態にあり、今後家族支援の問題にどう取り組むかは薬物依存症対策を考える上で非常に重要な課題であるが、この課題に取り組むには、まず、わが国の薬物依存症者をもつ家族の実態について理解を深めることが必要である。そこで、①薬物依存症者をもつ家族の実態に関する理解を深めること、②家族の自助活動によってどのような効果が得られているかを検討すること、を主たる目的として調査を実施した。更に、昨年度からの調査結果を踏まえ、薬物依存症者をもつ家族を対象とした家族読本を作成した。

調査対象は、ダルク家族会の参加者 190 名に対し、アンケート調査およびインタビュー調査を実施した。

本調査により、薬物依存症者をもつ家族が、長期間にわたり非常に困難な状況におかれていることが示唆された。家族が依存症の 2 次的症状である様々な問題行動に長期間悩まされているにも関わらず、その解決のために家族を支える資源に巡り合えず時間が経過していること、家族はなんとか問題を解決しようと様々な試行錯誤を繰り返しているが、一家族のみで本人への対応を徹底し続けることは困難であること、薬物使用をコントロールする努力と問題行動の後始末を続ける家族と本人との関係は悪化する一方であり、家族には回復を支援する機能が低下しているにも関わらず、支援が得られず孤軍奮闘せざるを得ない状況であることなどが示された。また、家族が薬物問題を知ってから 10 年以上経過した後も、本人が施設や刑務所に入所している率は高く、状態の安定には長期間を要することが示された。

当事者活動の有効性については、多くの仲間との出会いにより得られる理解・共感、依存症に関

する知識や回復に役立つ情報の収集などを有効であると感じている者の割合が高く、これらの要素が家族支援において重要であること、薬物依存症者の回復には時間がかかること、本人への対応の理解、家族の心身の状態の改善、などについては一定の期間を要することなどが明らかになり、本人に対する対応の徹底や家族の心身の状態改善のためには継続的な支援が求められることが示唆された。

C. 考察

研究 1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

1. 調査の位置づけ

本調査研究は、わが国の薬物乱用・依存に関する意識・実態把握と、新たな乱用物質の迅速な把握システムの構築・維持を目的としている。

本研究グループでは、調査に要する費用と調査される側の各種負担を考慮し、各種調査を原則的には隔年ごとに繰り返す形を採用している。その結果、初年度は①「薬物使用に関する全国住民調査」（以下、住民調査）を実施し、他の調査に関しては、既存の調査結果を再分析したり、他国での類似の調査システムを調査したりしながら、2年度次年度への準備をする年度であり、2年度（最終年度）は、②「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査」（以下、全国中学生調査）、「全国精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」（以下、全国精神病院調査）、「全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究」（以下、全国児童自立支援施設調査）を実施する年度とした。

本年度は上記の2年度（最終年度）に当たる。

本研究では、これまで度々指摘してきたように、そもそも、この種の調査結果は乱用・依存者の絶対数を表すものではない。それはいかなる方法を探ろうとも不可能なことである。しかし、重要なのは、トレンドの把握であり、そのための調査の継続である。

幸い、本グループによる一連の調査は国際的にも評価されており、1999年には米国のNational Institute on Drug Abuseの疫学部門より講演に招聘され、2002年にはタイ王国のOffice of the

Narcotic Control Board, Office of the Prime Minister主催による会議にも講演を招聘された。2005年には台湾政府主催による2005 Taipei International Conference on Drug Control and Addiction Treatmentでの講演、2006年には台湾政府主催による2006 Asian Multi-City Epidemiology Workgroup Meetingに招聘され、本研究班による調査研究結果を報告してきている。

2. 量的調査の方法論的問題

量的調査の実施上、最も重要なことは、対象のサンプリング法と回答率の維持・向上である。

「中学生調査」では、1996年以来、層別一段集落抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、調査実施校数の割合は、第一回の1996年には58.1%であったものが、1998年には71.2%、2000年には73.7%と上昇し、2002年調査でも71.0%と70%台を確保できた。しかし、2004年調査では69.3%と低下し、今回の2006年調査では66.3%と70%台を割ってしまった。その原因としては、1998年には第三次覚せい剤乱用期への危機感が教育現場でも強く、「薬物乱用防止5カ年戦略」（薬物乱用対策推進本部）が策定されこともあって、調査実施校率が上がったものの、その後の学校現場における様々な「事件」「問題」の頻発により、薬物乱用問題への社会的関心が相対的に薄められてきていることと、本調査の実施に割く時間が狭められた結果ではないかと推定している。おそらくこの状況は今後も続くであろうが、継続こそが本調査研究の最大の価値であると考えられるため、今後も、70%を目標に継続実施してゆく必要があろう。

「全国精神病院調査」「全国児童自立支援施設調査」は全数調査という方法を採用している。

「全国精神病院調査」では、調査協力施設の割合がなかなか上がらない問題が続いている。2002年度調査では、なんとか52.6%であり、2004年調査でも50.5%（837施設）であったが、今回の2006年調査では56.7%を確保できた。

ただし、937施設中90.4%（全国の1,653施設中では51.2%）が「該当症例なし」という結果であり、回答率を上げる作業は「該当症例なし」の施設から、「該当症例なし」という報告をいただく作業になるきらいがある。その背景には、我が国の薬物関連精神障害患者に対する医療対応システムの

貧困がある。当主任研究者による試算によれば、2000年6月30日時点での全国精神病院病名別在院患者数（「我が国の精神保健福祉」監修 精神保健福祉研究会）を元に算出すると、我が国の覚せい剤関連精神障害入院患者の約18%がわずか某6病院で占められている現実があり（1645施設中のわずか6施設である）、薬物関連精神障害患者に対する我が国の貧困な現状が明らかである。したがって、医療システムの開発・改善が急務であるが、その際、必須となる社会資源の一つが後述する「治療共同体」であると考えている。

「全国児童自立支援施設調査」での対象数は、1994年で1339人、1996年で1194人、1998年で1315人、2000年で1327人と、1200人から1300人前後で一定していたが、2002年では851人と減少した。2004年調査では、質問項目数を少なくし回収率が低下しないよう配慮したこともあり、回収数は1230人となり、2002年より前のレベルに戻すことができた。しかし、今回の2006年調査では986人と後退してしまった。そもそも調査の実施自体が施設にとっては負担であることは否めず（「全国中学生調査」「全国精神病院調査」でも言えることであるが）、全国調査の維持と言うものがなかなか容易ではないということを実感せざるを得ない。

研究2 乱用・依存者に対する対応策に関する研究

1. 研究の位置付け

薬物乱用・依存が医療面に限らず社会のあらゆる分野に影響を及ぼしている事は論を待たない。そのため、わが国では「ダメ！ゼッタイ」をスローガンに強力な一次予防対策が続けられている。

しかし、本主任研究者らによる調査によれば、薬物関連精神障害者の約75%の者はすでに薬物を乱用している友人・知人から「勧められて」薬物の乱用を開始していた。この事実は、真の薬物乱用防止のためには、強力な一次予防と共に、二次予防（早期発見・早期治療）・三次予防（薬物依存からの回復と社会復帰）を推進することによって、新たな薬物乱用者を誘い込む可能性のある薬物乱用・依存者を減らさない限り、新たな薬物乱用者が繰り返し生まれてくることを物語っている。

平成10年に始まった「薬物乱用防止5か年戦略」

において、二次予防・三次予防の重要性が指摘されていたにもかかわらず、実際には実効的対策はほとんどとられず、結果的に薬物依存症治療に限れば、わが国は先進諸国の中で、この点においては世界最貧国と言っても過言ではない状況のままである。それが原因の全てではないにしても、結果として、覚せい剤事犯検挙者の再犯率は54.9%（2005年）と高い。

欧米では「治療共同体」が薬物依存症治療の主役を担っているが、このような社会資源はわが国には存在せず、医療施設とDARC（ダルク）を中心とする民間治療施設があるのみである。そこで、本研究では、将来のわが国での「治療共同体」導入を想定して、わが国に適した「治療共同体」とはどういう物なのかを検討すると共に、既存の社会資源（医療施設とDARC等の民間治療施設）の治療予後を調査することによって、薬物依存症治療施設の現状把握を試み、今度の治療システム整備の際の基礎資料に供することにした。

さらに、薬物関連精神障害の臨床では、様々な局面において、取締機関、司法機関との関わりを避けることが出来ないのが実情である。麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法を例にとっても、臨床現場では周知されていないのが現状であり、その対応も施設に毎にバラバラと言わざるを得ない。そこで、本研究では、対応法の円滑化を図るために、司法専門家の協力の下に、法的対応法に関する基礎知識マニュアルの作成を図った。

また、薬物乱用・依存問題は、当該乱用・依存者に各種害をもたらすだけでなく、その家族は当該乱用・依存者から甚大な精神的・経済的脅威を受けると同時に、社会的には往々にして、親としての責任を問われるという板挟み状態にある。

「薬物乱用防止新五か年戦略」では「薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する」と唱われてはいるものの、その具体策は示されていない。そこで本研究では、薬物乱用・依存者を持つ家族の実態調査を実施することによって、薬物乱用・依存者に対する家族の対応法を開発し、家族に対する具体的支援策の提示（家族読本）を図った。

2. 結果から指摘される課題および今後の予定

既存の社会資源（1専門医療施設、5個所のDARC、GAIA）における治療予後調査は、本研究により2005年から始められたばかりであり、今後の調査結

果を待たずに評価することは出来ない。しかし、このような調査を始めることによってはっきりした問題もある。

まず、想定された問題ではあるが、退院及び退所後の追跡調査が非常に困難であるという問題である。薬物依存専門病院でも、2005年調査では、71名中、郵送による返信者は29例（40.8%）に過ぎず、電話での連絡がついた者は20例（28.2%）ではあるが、その中には返答拒否者や対応保留者もあり、追跡調査の難しさが明らかになった。また、5個所のDARC調査では、28名中9名が入所1か月未満で退所していた。このことは、入所及び入所継続の決定は、最終的には本人自身に委ねるDARCらしさを表現しており、DARCの「良さ」ともとれる反面、DARCの「限界」とも解釈される結果であった。また、DARCと同じ民間治療施設ではあるが、GAIA入所者は総じて家族の経済基盤がしっかりしており、それが入所者の最終学歴等に反映されており、民間治療施設と言っても、入寮者の「質的」相違があることが明らかになった。

また、薬物関連精神障害の臨床では、様々な局面において司法的問題との関わりを避けることができない。医療機関受診以前の、警察官による保護、任意採尿、強制採尿はもとより、受診後には、麻薬及び向精神薬取締法にもとづく届出義務、入院治療中の規制薬物の持ち込みや自己使用、尿検査にて覚せい剤反応が陽性となった者の退院など、医療機関が対応策を考えるうえで、十分な法律の知識が求められる機会が多い。また薬物関連障害の治療では、他患者や医療スタッフに対する暴力行為などが問題となることが多いが、これに対する医療機関の対応を判断する際にも、法律に関する知識・理解が必要となる。しかしこうした法律に関する知識・理解は、医療従事者に広く知られているとはいいがたく、これが、一般精神科医療機関における薬物関連障害に対する抵抗感の一因となっているように思われる。

本研究では、専門家会議、全国精神科医療機関調査、および法学者への意見聴取を通じて、薬物関連精神障害の治療過程における司法的問題を明らかにし、その①対応指針を作成した。また、薬物関連精神障害の臨床では様々な場面に関わりを持つ警察官の職務に関してその根拠となる法令を整理し、②医療従事者として警察官との適切な連携に寄与できる資料を作成した。

この二つの指針及び資料は、覚せい剤関連精神障害者への対応における警察への「通報」解釈に象徴されるように、個々バラバラの見解の元に、中には「麻薬」と「覚せい剤」の違いすら理解せずに、個々バラバラに対応している現状にあって、司法的対応整理の指針となる物であり、今後の活用が期待される成果であると期待される。

薬物乱用・依存症者を持つ家族は、当の乱用・依存者から甚大な精神的・経済的脅威を受けると同時に、社会的には、親としての責任を問われがちであり、結果的に、板挟み状態に陥りがちである。今回、調査対象として協力頂いた「全国薬物依存症者家族連合会」は2004年に結成されたが、その母体となったのは茨城ダルク家族会である。薬物依存からの「回復」にはかつての当事者（＝「回復者」）の力が不可欠であるように、家族会の構成員の各種経験が同じ問題に苦しむ家族の力になり、結果的に当の薬物乱用・依存者の「回復」に貢献するであろうことは想像に難くない。

本調査研究により、家族が依存症の2次的症状である様々な問題行動に長期間悩まされているにも関わらず、その解決のために家族を支える資源に巡り合えず時間が経過していること、家族はなんとか問題を解決しようと様々な試行錯誤を繰り返しているが、一家族のみで本人への対応を徹底し続けることは困難であること、薬物使用をコントロールする努力と問題行動の後始末を続ける家族と本人との関係は悪化する一方であり、家族には回復を支援する機能が低下しているにも関わらず、支援が得られず孤軍奮闘せざるを得ない状況であることなどが明らかになった。また、家族が薬物問題を知ってから10年以上経過した後も、本人が施設や刑務所に入所している率は高く、状態の安定には長期間を要することが示された。

当事者活動の有効性については、多くの仲間との出会いにより得られる理解・共感、依存症に関する知識や回復に役立つ情報の収集などを有効であると感じている者の割合が高く、これらの要素が家族支援において重要であること、薬物依存症者の回復には時間がかかること、本人への対応の理解、家族の心身の状態の改善、などについては一定の期間を要することなどが明らかになり、本人に対する対応の徹底や家族の心身の状態改善のためには継続的な支援が求められることが改めて示唆されたと考えている。

「薬物乱用防止新五か年戦略」では「薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する」と唱われているものの、その具体策は示されていない。そう言う意味で、本研究により作成された「家族読本」は「新五か年戦略」に応える具体的支援策の代表格になると期待される。

D. 結論

薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料として資するために、薬物乱用・依存の実態を把握し、同時に、薬物乱用・依存者に対する対応策について検討した。

【研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究】

- ① 有機溶剤乱用は確実に減少していると考えられる。しかし、最初に乱用した薬物としての位置づけ、及び、その後の大麻・覚せい剤乱用への入り口としての位置づけは未だに不動態であり、今後も警鐘を鳴らしてゆく必要がある。
- ② 有機溶剤乱用経験者群では、非経験者群に比べて、日常生活の規則性、学校生活、家庭生活、友人関係において、好ましくない傾向が統計学的有意差を持って強いことが再確認された。
- ③ 有機溶剤乱用経験者群では、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」が有意に低く、逆に「大人不在での時間」が有意に長く、親子の共有時間が少ない傾向が伺われた。
- ④ 大麻・覚せい剤の生涯経験率は、2000年以降横ばい状態と見るべきであろう。ただし、大麻に関しては乱用の潜在的拡大が危惧される結果であった。
- ⑤ 『覚せい剤症例』の病態としては、精神病性障害が中心で、従来と同様に長期にわたる遷延性の状態像がうかがわれた。
- ⑥ 『睡眠薬症例』，『抗不安薬症例』の80%以上が臨床用量依存に該当すると報告された。
- ⑦ 『リタリン症例』は2.8%報告され、「使用歴を有する症例」としては5.6%と増加傾向がみられた。
- ⑧ 児童自立支援施設入所非行児の非行歴を検討した結果、非行程度がやや軽度化している

傾向が疑われ、対象集団そのものが変化している可能性が示唆された。

【研究2 乱用・依存者に対する対応策に関する研究】

- ① 薬物関連精神障害者専門病院利用者の予後では、最近3ヶ月以内の薬物使用歴に関して情報の得られた者の割合は61%であった。
- ② このうち、最近3ヶ月以内に薬物乱用歴が無いと返答した断薬群は72%に達した。
- ③ 他方、再乱用有りと返答した者は15%、勾留・服役中の者が8%、死亡が確認された者は5%であった。
- ④ 5箇所のダルクの入寮者28名に対する追跡調査では、9名はダルクの利用期間が1ヶ月未満であった。
- ⑤ 長期ダルク滞在者5名のうち、3名が、ダルクの職員となるための研修を開始していた。ダルク職員への就労の理由には、対象者の前歴や年齢などから、一般企業への就職が困難であることなども関連すると思われた。一般企業に就職した者のダルク利用期間は20ヶ月であったが、滞在期間が長い理由として、ダルク滞在中の退寮前半期間は、工場でアルバイトを行い就労訓練に取り組んでいたことによる。ダルク入寮中の、就労に向けた準備は、本人だけでなく、他の入寮者の励みにもなり、利用者相互にとって意義があると考えられた。
- ⑥ 沖縄GAIA利用者の特徴としては、最終学歴が高いこと、親の援助により入寮している者の割合が高いこと、初使用薬物が大麻である者の割合が高いこと、使用開始年齢が比較的遅いこと、主な使用薬物が有機溶剤である者の割合が低いことなどが見出された。
- ⑦ 沖縄GAIAに入所した延べ33名（実人数32名）の予後を調査とした。再乱用率は、退寮0-3ヶ月（10-15%）、退寮3-6ヶ月（15-20%）、退寮6-12ヶ月（30-35%）であり、概ね良好であった。
- ⑧ 退寮者の多くは一人暮らしをしながら常勤の仕事に就いていたが、自分の生活を自分で賄えるようになるまでには退寮後約1年を要することが示唆された。
- ⑨ 世界で実施されているTC治療の現状と課題

を総括的に理解するため WFTC (治療共同体世界連盟) の第 23 回世界会議に出席した。同時に、これまでわが国に紹介される機会の少なかった「民主的モデル」と分類される英国の TC 実践についても調査を実施し、資料収集を行った。また、実践領域に関わる実務者や研究者との間で TC に関する諸情報を共有し、各領域からの問題提起と具体的方策に関する提案を集約していくための場となる「TC 研究会」を定期的で開催して課題を整理した他、より広く一般向けに TC 治療に関する公開セミナー、ワークショップ等も企画・開催し、今後の議論のための土台作りを行った。

- ⑩ 薬物関連精神障害の臨床では、様々な局面において司法的問題との関わりを避けることができない。そこで、本研究では、専門家会議、全国精神科医療機関調査、および法学者への意見聴取を通じて、薬物関連精神障害の治療過程における司法的問題を明らかにし、その対応指針を作成した。
- ⑪ また、薬物関連精神障害の臨床では様々な場面で関わりを持つ警察官の職務に関してその根拠となる法令を整理し、医療従事者として警察官との適切な連携に寄与できる資料を作成した。
- ⑫ ダルク家族会の参加者に対して調査を実施し、薬物依存症者をもつ家族が、長期間にわたり非常に困難な状況におかれていることを明らかにした。また、薬物依存症者をもつ家族を対象とした「家族読本」を作成した。

以上により、我が国の薬物乱用状況は、覚せい剤・有機溶剤に象徴される「害の強い薬物の乱用」はそれなりに落ち着いてきているが、大麻の乱用拡大、違法ドラッグ問題の浮上等、相対的に「害の弱い薬物の乱用」が目立つ状況になっていると考えられる。「害の強い薬物の乱用」がそれなりに落ち着いてきている時期こそ、「治療共同体」の導入、民間回復施設への支援、家族会への支援等、我が国では著しく遅れている乱用・依存者に対する対応策を早急に準備してゆく必要がある。

E. 健康危険情報

本研究は依存性薬物の広がりについての研究で

あり、結果はすべて健康危険情報に該当する。

F. 研究発表

1. 著書

なし

2. 論文発表

- (1) 和田 清：中学生における薬物乱用から地域の教育力を考える．思春期学 24： 315-318, 2006.
- (2) 和田 清：中学生における薬物乱用－gateway drugの観点から－．小児科 47： 1405-1411, 2006.
- (3) 和田 清、近藤あゆみ、高橋伸彰、尾崎米厚、勝野眞吾：青少年の薬物使用問題－全国中学生意識・実態調査（2004年）から－．思春期学 24： 70-73, 2006.
- (4) Shigeru Ozaki and Kiyoshi Wada: Characteristics of methylphenidate dependence syndrome in psychiatric hospital settings. Jpn. J. Alcohol & Drug Dependence 41 (2) : 89-99, 2006.
- (5) 尾崎 茂、和田 清：睡眠薬乱用・依存の実態と対策。臨床精神薬理9：2011-2016, 2006.
- (6) 尾崎 茂、和田 清：ベンゾジアゼピン依存の疫学と国際比較。臨床精神医学35(12)：1675-1981, 2006.

2. 国際会議

- (1) Kiyoshi Wada: Japan's Situation on Drug Abuse. 2006 Asian Multi-City Epidemiology Workgroup Meeting. Taipei, Taiwan, Nov. 8-10, 2006.

3. 学会発表

- (1) 和田 清：シンポジウムX (S10-1)、市民公開講座Ⅱ：薬物依存からの再生「薬物乱用・依存の現状－わが国独自型から欧米型への変化のなかで、早急になすべきこと－」．第41回日本アルコール・薬物医学会．京都．2006. 7. 28.
- (2) 和田 清、尾崎 茂、近藤あゆみ：薬物乱用・依存の現状－わが国独自型から欧米型への変化の中で、早急になすべきこと－．第14回

日本精神科救急学会 プレ公開講座. 広島. 2006. 10. 17.

- (3) 尾崎 茂：物質依存と犯罪ーその実態と問題点ー。第41回日本アルコール・薬物医学会総会シンポジウムVI「アルコール・薬物依存の犯罪と法律」，2006/7/27，京都。
- (4) 尾崎 茂，和田 清：薬物関連精神障害患者におけるパーソナリティの特徴。第41回日本アルコール・薬物医学会総会，2006/7/28，京都。
- (5) 尾崎 茂：物質関連障害の診断基準について。第18回日本アルコール精神医学会・第9回ニコチン・薬物依存研究フォーラム平成18年度合同学術総会，合同シンポジウム「DSM-V物質関連障害診断基準草案作成への提言：DSM-IVの検討課題と今後の研究」。2006/9/29，千葉。
- (6) 近藤千春：「DARC利用者の予後に関する研究」第17回日本嗜癖行動学会。一般演題。熊本市。熊本県民交流館パレア。2006. 11. 4.
- (7) 近藤千春：「薬物依存症の治療における当事者活動の意義」日本アディクション看護学会第5回学術大会。一般演題。秋田市。秋田大学。2006. 11. 12.
- (8) 宮永 耕：薬物依存者回復支援の現状と展望。第14回日本精神科救急学会総会。公開プレ・セミナー（OP-3）。広島市。2006. 10. 17
- (9) 近藤あゆみ，和田清：薬物依存症者をもつ家族の当事者活動に関する実態調査，第41回日本アルコール・薬物医学会総会，2006

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

分 担 研 究 報 告 書

(1－1)